

201401号

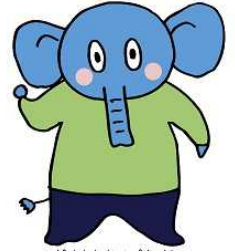
消費者被害注意情報

平成26年 4月 21日
島根県環境生活部環境生活総務課
(消費とくらしの安全室)
Tel 0852-22-6216
Fax 0852-32-5918

E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

インターネットトラブル

遠隔操作によるプロバイダ乗り換え 勧誘に注意を!

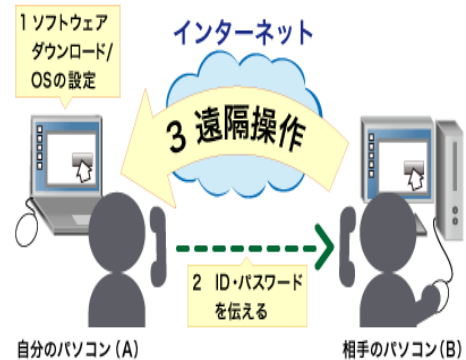


島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

最近、突然の電話で、プロバイダを乗り換えれば、利用料金が安くなると勧誘され、よく理解できないまま承諾し、遠隔操作されてしまったとの相談が、県内でも多く寄せられています。

●パソコンの遠隔操作とは？

パソコンの遠隔操作機能や遠隔操作の無料ソフトをダウンロードすることで、自分のパソコン(A)のデスクトップ画面を、操作を依頼した相手のパソコン(B)に表示して、画面の遠隔操作やデータの転送等を行うことができます。この機能の利用に必要な操作は、表示されたIDとパスワードを相手に伝えるだけで、相手のパソコンからすぐに遠隔操作が可能となります。



※参考文献等：(独)国民生活センター 平成25年6月13日付 報道発表資料

●オフションを付けられて高くなったとの相談も

電話のあった業者から「今よりも料金が安くなる」と遠隔操作によるプロバイダの変更を勧められた際に、勝手に頼んでいない付加サービスに加入させられた。

結局元の料金より高くなっており、解約しようとして業者に申出たところ、違約金を請求された。といった相談が寄せられています。

●クーリング・オフができません。

電気通信サービス(プロバイダ契約を含む)等の契約は、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフ制度はありません。したがって、口頭の合意のみであっても、プロバイダの変更設定手続き完了後の一方的なキャンセルは難しいと考えられます。

●消費者の皆さまにアドバイス

業者に自分のパソコンを遠隔操作させると、最終的な契約内容を確認できないだけでなく、自分のパソコンの情報を業者に見られたり、操作されたりするなど、セキュリティを危険にさらす可能性があります。

遠隔操作させる場合は、どのような操作をさせるかきちんと確認し、安易に事業者に遠隔操作をさせて契約をしないでください。

困ったときには、お住まいの役場の相談窓口又は県消費者センターにご相談ください。

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657